

御沙汰書

山梨縣管内累年水害ヲ被リ地
方ノ民力其ノ救治ニ堪ヘサル趣
憫然ニ被 思食特別ヲ以テ帝
室林野管理局甲府支廳所轄
御料地ノ内段別貳拾九萬八千貳
百參町七反七畝拾五步ヲ山梨縣
縣有財産トシテ下賜候條善後
經營ノ策國土保安ノ途相立テ
サセ 恩旨貫徹候様處理スヘキ
旨御沙汰被為在候此段傳宣
候也

明治四十四年三月十一日

宮内大臣子爵渡邊千秋

内閣總理大臣侯爵桂太郎殿

明治天皇は 山梨県が毎年のように 水害を被り
県民の暮らしが行き詰まって 復興もままならない
様子を 悲しまれ 特別に 帝室林野管理局甲府支庁が
所管する御料地のうち 29万8千203町7反7畝15歩を
山梨県の県有財産として下さることとなり
今後 良くこれらの森林を經營し 国土を保全していく
手立てを確立させ 陛下の慈しみの趣旨を貫くよう
処理しなさい と指示されました
この勅旨の次第を伝達いたします

明治44年3月11日

宮内大臣 子爵 渡邊 千秋

内閣総理大臣 侯爵 桂 太郎 殿